

平成29年度 第2回

境港市国民健康保険運営協議会

日 時 平成29年12月21日(木)

午後1時30分～

場 所 境港市役所 第一会議室

~~~~ 日 程 ~~~~

1. 開 会
2. 会長あいさつ
3. 市民生活部長あいさつ
4. 委員出席状況報告
5. 市からの諮問
6. 議事録署名委員の選任
7. 協議事項
  - (1) 平成30年度境港市国民健康保険税について
8. そ の 他
9. 閉 会

## 平成30年度国民健康保険税について

### ◀ 協議事項 ▶

#### ① 賦課方式の変更（資産割の廃止）について

国民健康保険税の算定に用いている「資産割」は、資産の多寡等によって税負担力をとらえる制度であるが、昨今の社会情勢に必ずしもそぐわなくなっている。平成30年度の制度改革により国民健康保険は都道府県が保険者となり、今後は保険税負担についても平準化が進められることとなる。制度改革に合わせて資産割を廃止することにより、税負担の公平性を図りたい。

#### ② 保険税率の改定について

資産割を廃止した場合の保険税率の方向性を整理したい。

廃止しない場合においても、平成30年度から導入される「納付金」制度により国民健康保険の財政の仕組みが大きく変わるため、保険税率の見直しが必要となる。

今回の会議では、平成29年度賦課額を基準に審議いただき、次回の会議においては、平成30年度の実際の納付金額をもとに保険税率を審議いただく予定としている。

### 1 新たな「納付金」制度

市町村は、県が示す「納付金」総額を保険税等で確保し、県に納める。

県は、市町村に保険給付費額相当を交付する。

平成30年度の納付金の額が確定するのは30年1月初旬。

### 2 現在の保険税賦課方式

所得割、資産割、均等割、平等割の4項目の合計額を用いる「4方式」で賦課している。

＜3つの賦課方式＞ 4方式…所得割・資産割・均等割・平等割

3方式…所得割・均等割・平等割

2方式…所得割・均等割

- ・所得割・・・前年の所得に応じて賦課。（基準総所得金額×税率）
- ・資産割・・・当年度の固定資産税額に応じて賦課。（固定資産税額×税率）
- ・均等割・・・被保険者1人につき定額を賦課。（人数×定額）
- ・平等割・・・1世帯につき定額を賦課。

＜平成29年度の税率＞

| 所得割    | 資産割    | 均等割     | 平等割     |
|--------|--------|---------|---------|
| 13.04% | 40.28% | 41,700円 | 38,500円 |

### 3 資産割の利点と課題

資産割は、法律で認められた賦課方式で、経済の動向に左右されにくいので国民健康保険財政には安定した収入が確保できるという利点がある一方で、現在の境港市の情勢とはそぐわなくなってきており、下記のような課題がある。

#### <資産割における課題>

- ・収益性のない居住用の資産が多いため、資産が負担能力と比例せず、資産割が低所得者の負担となっている
- ・固定資産税との二重負担感がある
- ・他の健康保険には、資産に応じて算定する制度がない
- ・市外にある資産には課税されず、不公平感がある

### 4 全国の様況

平成 27 年度には全国の市町村の約 6 割が 4 方式だったが、国保制度改革に向けて資産割を廃止して 3 方式や 2 方式に変更する市町村があり、4 方式の市町村は減少している。

### 5 資産割廃止の影響

資産割廃止による減収を所得割、均等割、平等割で補うことになるため、負担が増える被保険者が発生する。(29 年度の資産割総額は約 6 千万円で、賦課総額の約 7%)

#### <各項目の対象世帯割合>

| 所得割         | 資産割       | 均等割       | 平等割    |
|-------------|-----------|-----------|--------|
| 対象世帯 57%    | 対象世帯 57%  | 被保険者全員が対象 | 全世帯が対象 |
| 対象外世帯 43%   | 対象外世帯 43% |           |        |
| (賦課総額の 43%) | (7%)      | (30%)     | (20%)  |

#### <所得割・資産割の賦課対象世帯割合>

| 所得割のみ | 所得割+資産割 | 資産割のみ | 所得・資産なし |
|-------|---------|-------|---------|
| 18.0% | 38.6%   | 17.8% | 25.6%   |

#### <資産割廃止による影響>

- ・均等割でまかなう場合・・・全世帯が増額
- ・平等割でまかなう場合・・・全世帯が増額
- ・所得割でまかなう場合・・・所得割のみ世帯（全体の 18.0%）は増額、所得割と資産割のある世帯（全体の 38.6%）は所得・資産の額により増減

6 山陰12市の賦課方式と税率（平成29年度）

|     | 賦課方式 | 所得割    | 資産割    | 均等割     | 平等割     |
|-----|------|--------|--------|---------|---------|
| 境港市 | 4方式  | 13.04% | 40.28% | 41,700円 | 38,500円 |
| 米子市 | 4方式  | 12.42% | 35.60% | 41,100円 | 35,800円 |
| 倉吉市 | 4方式  | 10.25% | 34.50% | 39,900円 | 33,600円 |
| 鳥取市 | 4方式  | 12.00% | 25.20% | 39,400円 | 35,200円 |
| 松江市 | 3方式  | 13.88% | —      | 49,380円 | 32,460円 |
| 安来市 | 3方式  | 13.91% | —      | 44,450円 | 31,140円 |
| 出雲市 | 3方式  | 13.54% | —      | 49,600円 | 34,100円 |
| 浜田市 | 3方式  | 14.46% | —      | 44,700円 | 29,000円 |
| 大田市 | 3方式  | 12.80% | —      | 41,760円 | 28,680円 |
| 江津市 | 3方式  | 16.10% | —      | 47,100円 | 29,800円 |
| 益田市 | 3方式  | 12.81% | —      | 43,020円 | 28,110円 |
| 雲南市 | 3方式  | 13.45% | —      | 41,940円 | 44,120円 |

## 7 資産割廃止後の保険税率の試算

(平成 29 年度賦課総額と同額を資産割なしで確保することを想定)

### 【パターン1】

資産割相当額を所得割で全てまかなう場合。

(所得割 13.04%→15.27%)

| △1万円超 | △1万円以下 | 増減なし  | +1万円以下 | +1万円超 |
|-------|--------|-------|--------|-------|
| 19.3% | 17.7%  | 27.0% | 14.6%  | 21.4% |

標準的な構成割合である「応能割合：応益割合＝50：50」。

(構成割合は 50：50 が標準であるが、市町村の実情にあわせて変更してよい。)

税額が増える世帯 36%、減る世帯 37%とほぼ同等。

資産がある世帯の税額は減るが、所得がある世帯の負担が大きくなる。

60%が増減なしか1万円以内の増減。80%が2万円以内の増減。

### 【パターン2】

資産割相当を所得割・均等割・平等割でまかなう場合。

(所得割 13.04%→14.00%、均等割 3,000 円増、平等割 2,900 円増)

| △1万円超 | △1万円以下 | 増減なし | +1万円以下 | +1万円超 |
|-------|--------|------|--------|-------|
| 19.3% | 19.8%  | 1.5% | 43.7%  | 15.7% |

税額が増える世帯 59%、減る世帯 39%。

5,000 円以下の増額が最も多く、全体の 33%。

パターン1に比べて、増減の幅が小さい。

均等割(1人当たり)を増額したため、人数の多い世帯の負担が大きい。

65%が増減なしか1万円以内の増減。85%が2万円以内の増減。

### 【パターン3】

均等割据え置き。資産割相当を所得割・平等割でまかなう場合。

(所得割 13.04%→14.00%、平等割 7,400 円増)

| △1万円超 | △1万円以下 | 増減なし | +1万円以下 | +1万円超 |
|-------|--------|------|--------|-------|
| 19.6% | 19.8%  | 1.4% | 43.8%  | 15.4% |

税額が増える世帯 59%、減る世帯 39%。

5,000 円以下の増額が最も多く、全体の 32%。

世帯人数に応じた負担増はないが、所得がある世帯の負担は増える。

65%が増減なしか1万円以内の増減。85%が2万円以内の増減。

【参考資料】

① 国保被保険者の年齢構成（平成29年11月末現在）

| 年齢区分 | 0～9歳 | 10～19歳 | 20～29歳 | 30～39歳 | 40～49歳 | 50～59歳 | 60～64歳 | 65～69歳 | 70～74歳 | 合計     |
|------|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 割合   | 3.1% | 4.8%   | 4.2%   | 6.4%   | 9.3%   | 10.0%  | 10.2%  | 25.7%  | 26.3%  | 100.0% |

② 世帯ごとの加入者数

| 世帯人数 | 1人    | 2人    | 3人   | 4人   | 5人   | 6人   | 7人   | 合計     |
|------|-------|-------|------|------|------|------|------|--------|
| 割合   | 49.0% | 38.4% | 8.6% | 2.7% | 0.9% | 0.3% | 0.1% | 100.0% |

③ 基準総所得金額(所得割対象額)

| 基準総所得額 | なし    | 100万円以下 | 100万円以上<br>200万円未満 | 200万円以上<br>300万円未満 | 300万円以上<br>400万円未満 | 400万円以上<br>500万円未満 | 500万円超 | 合計     |
|--------|-------|---------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------|--------|
| 割合     | 43.4% | 33.0%   | 15.5%              | 4.1%               | 1.4%               | 0.9%               | 1.7%   | 100.0% |